

印西市公告第110号

地方自治法第234条第1項の規定により、制限付き一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

令和5年8月16日

印西市長 板倉 正直

## 1 事業概要

### (1) 事業名

	事業名
①	原小学校（3期）増築校舎賃貸借

(2) 事業場所等の詳細については、別表①を参照のこと。

## 2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
- ・令和4・5年度印西市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者。
  - ・印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
  - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
  - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
  - ・印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月2日告示第95号）の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める申請期間内に、電子入札システムにより申請すること。

なお、「印西市電子入札システム運用基準」紙入札業者として認める場合の条件を満たす場合に限り紙入札での参加を認める。その場合、申請期間内に提出書類（使用印を押印したもの。申請書は2部）及び「紙入札方式参加届出書」を財政課に持参すること。このときの受付は土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする（ただし、最終日については午前9時から午後2時までとする）。

※「ちば電子調達システム」

[https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0H00T\\_INIT\\_Action.do](https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0H00T_INIT_Action.do)

## 4 設計図書等の交付

設計図書等は、別表に定める交付期間内に「ちば電子調達システム」入札情報サービスシ

システムからダウンロードすること。

## 5 質問及び回答

質問がある場合は、現場説明書に明記された方法により行うこと。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

回答は「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステムに随時、掲載する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種（業種）」「事業所の所在地」の全てを満たす者とする。

## 6 入札及び開札

### (1) 入札期間

別表に定める。

### (2) 入札方法

ちば電子調達システム内の電子入札システムにより、入札金額を入力する。

落札決定にあたっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

### (3) 入札金額内訳書

提出を求めている案件については、電子入札システムの添付機能を利用して添付で提出すること。入札金額内訳書の書式は、原則として「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステムに提示した様式に準じて作成すること。

### (4) 開札

別表に定める。

## 7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

### (1) 落札候補者の決定

別表に定める。

### (2) 事後審査書類の提出

落札候補者は、落札候補の通知があった翌日(土・日曜日、祝日を除く)午後2時までに、別表に定める書類を電子メールまたはファクシミリにより財政課まで提出しなければならない。

### (3) 落札者の決定

本入札は入札参加資格の確認を開札後に行う事後審査型の一般競争入札であり、確認の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者を落札候補者として順次確認を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行うものとする。

落札者決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

## 8 契約の締結について

落札者の決定後、7日以内（印西市の休日を定める条例（平成元年9月20日条例第19号）第1条第1項の規定による市の休日は除く）に契約を締結しなければならない。契約に

あたっては印西市ホームページ掲載の「契約書作成の留意点について」を参照のこと。

## 9 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 入札参加者は、入札約款（印西市電子入札約款、印西市電子入札システム運用基準を含む。）及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。
- (4) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札日時を延期し、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは取りやめることがある。
- (6) 提出された申請書等は返却しない。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (7) 電子入札システムの運用時間は、午前8時から午前0時とする。

## 10 問い合わせ先

事業概要、閲覧資料、質問書提出について	別表記載の事業担当まで
入札参加資格申請書提出、入札書提出、事後審査書類提出、システム操作について	<u>財政課契約検査係</u> 電話番号 0476-33-4403 ファクシミリ番号 0476-42-7242 電子メールアドレス keiyaku@city.inzai.chiba.jp

印西市公告第110号 別表①

入札に関する事項			
<b>1 事業概要</b>			
事業名	原小学校（3期）増築校舎賃貸借		
事業場所	印西市原三丁目5番地	引渡期日	令和7年3月15日まで
契約期間	契約日の翌日から令和14年8月22日	賃貸借期間	引渡後から令和14年3月31日
概要	用途：小学校 構造規模：鉄骨造3階建、延床面積3,465㎡程度 関連設備：校舎設置に必要な電気設備、機械設備外 令和14年度 解体工事（予定）		
予定価格	1,360,300,000円（税抜）		
<b>2 入札参加条件</b>			
資格要件	工種（業種）（※1）	リース（仮設建物）	
	事業所の所在地（※1）（※2）	千葉県内本店又は支店等	
	事業の実績	過去10年間において、国又は地方公共団体等の発注した契約金額3億円以上の学校校舎の賃貸借を契約した実績がある者であること。	
	その他事業に必要な資格条件	施設点検等の実施を賃借人の求めに応じて速やかに提供できる体制を有していること。	
<b>3 入札参加資料の提出等</b>			
申請期間	令和5年8月16日（水）午前9時から 令和5年8月29日（火）午後2時まで		
申請書類	入札参加資格確認申請書（別記第3号様式）、誓約書（別記第3号様式の2） 施設点検等の実施体制を有していることがわかる書類		
<b>4 設計図書等の交付</b>			
縦覧期間	令和5年8月16日（水）午前9時から 令和5年8月29日（火）まで		
<b>5 質問及び回答</b>			
質問	現場説明書に示すとおり。		
回答	現場説明書に示すとおり。		
<b>6 入札及び開札</b>			
入札期間	令和5年9月11日（月）午前9時から 令和5年9月12日（火）正午まで		
開札	令和5年9月12日（火）午後2時から行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
<b>7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定</b>			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	（1）事業の実績 過去10年間において、国又は地方公共団体等の発注した契約金額3億円以上の学校校舎の賃貸借を契約した実績が確認できるもの。		
落札者の決定	本入札は入札参加資格の確認を開札後に行う事後審査型の一般競争入札であり、確認の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者を落札候補者として順次確認を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行うものとする。		

	落札者決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。
<b>備考</b>	
<b>事業担当</b>	<b>印西市教育部教育総務課</b> <b>(電話) 0476-33-4703 (ファクシミリ) 0476-42-0033</b> <b>(電子メール) kyousouka@city.inzai.chiba.jp</b>

(※1) 令和4・5年度印西市競争入札参加資格者名簿に登載されている者。

(※2) 事業所の所在地は、本店の所在地で判断するが、契約の委任先として年間委任を受けた支店等がある場合は委任先の所在地で判断する。